

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様には深くお詫びし、不祥事の再発防止に向けより一層職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	減給 10分の1 1月	堺区役所 課長補佐級 (56歳)	平成26年11月から令和6年3月までの間、適切に届出を行わなかった結果、扶養手当(合計174万1,051円)を不正に受給した。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(2)	減給 10分の1 1月	子ども青少年局 子育て支援部 (48歳)	令和6年6月以降、同じ所属の複数の同僚職員に対し大声で威圧的な指導を繰り返し、人格を否定する発言によるパワーハラスメント行為を行った。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(3)	減給 10分の1 5月	大阪狭山消防署 係長級 (46歳)	令和5年8月、宴会の場において同じ消防署の部下職員に対し殴る等の暴行を加えた。 また、令和5年夏頃から令和6年8月までの間、同被害職員に対して暴言によるパワーハラスメント行為を日常的に行った。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(4)	減給 10分の1 4月	南消防署 課長級 (57歳)	令和5年10月から令和6年6月までの間、当時勤務していた東消防署の部下職員に対してわいせつな言動を繰り返すセクシュアルハラスメント行為を行った。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

2 服務上の措置

- ・事案（2）に関して、同所属の課長級職員 1 名に対して、口頭厳重注意（管理監督責任）を行った。
- ・事案（3）に関して、同所属の課長級職員 2 名に文書訓告（管理監督責任）、並びに被処分者の行為に対し指導できていなかったとして課長補佐級職員 1 名に文書訓告を行った。
- ・事案（4）に関して、当時勤務していた所属の課長級職員 1 名に文書訓告（管理監督責任）を行った。

3 処分日

令和 7 年 2 月 14 日

問 い 合 わ せ 先	(事案 (1) (2) に関する事) 担 当 課：総務局 人事部 人事課 電 話：072-228-7907 ファックス：072-228-8823
	(事案 (3) (4) に関する事) 担 当 課：消防局 総務部 人事課 電 話：072-238-6004 ファックス：072-223-1979